

生徒指導の手引き

令和 6 年 4 月 1 日

箕島高等学校 生活指導・支援部

懲戒等の規程

懲戒等とは、学校教育法施行規則第26条に基づき校長が行う「懲戒処分」と、謹慎指導や授業出席指導等の「特別指導」のことをいう。懲戒等は、校長が決定する。ただし、決定するまでに、次の機会を設けるものとし、当該生徒及び保護者等同席の上、管理職が懲戒等を申し渡す。

- ・ 意見聴取の機会（生徒及び保護者から、事情又は意見を聞くこと。）
- ・ 弁明の機会（生徒及び保護者が、弁明をすること。）

1 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とし、これを命じる場合は、処分内容、処分理由を付した文書を交付する。

（1）退学

退学は、生徒の在籍する権利を剥奪する処分である。

校長は、次のいずれかに該当する生徒に対して退学を命じることができる。

- ① 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

（2）停学

停学は、生徒が一定期間、学校の施設等を使用する権利を制限する処分である。

校長は、「訓告」や「特別指導」を行ってもなお改善がみられないと判断した場合、又は教育上必要であると判断した場合は、当該生徒に対して停学を命じる。

（3）訓告

訓告は、起こした行為を戒め、注意を喚起するために行う処分である。

校長は、「特別指導」を行ってもなお改善がみられないと判断した場合、又は教育上必要であると判断した場合は、当該生徒に対して訓告を命じる。

2 特別指導は、家庭謹慎指導、別室謹慎指導、授業出席指導及び校長訓戒とする。

（1）家庭謹慎指導

当該生徒が保護者等と十分に話し合い、自己の生活を振り返り、今後改善することを目的とする。

当該生徒に生活日誌及び反省文の作成等の指導を行うとともに、担任教員等は指導及び生活態度の点検確認等を行うため、適宜家庭訪問を行い、保護者との連絡を密にする。

（2）別室謹慎指導

当該生徒を登校させ、別室で教員の指導のもと、自らの行動と向き合わせるとともに、内省を促すことを目的とする。

当該生徒に反省文及び学習課題や体験活動に取り組ませることを原則とする。指導期間中は出席扱いとし、授業は欠課扱いとする。

(3) 授業出席指導

当該生徒の生活態度や学習態度を観察しながら、指導の成果を確認するために、授業に出席させた上、学校生活全般をとおして内省を促すことを目的とする。指導期間中は出席扱いとする。

(4) 校長訓戒

校長訓戒は、校長が当該生徒の行動について、諭し戒めるために行う。

特別指導の指導措置基準等

- 1 特別指導の指導措置基準等で提示された指導日数及び措置は、基準を示すものであって、その事情・動機・内容等を勘案し、指導日数等適切に対応することとする。
なお、家庭謹慎指導及び別室謹慎指導の日数は、原則として14日を超えないものとする。
- 2 過去に特別指導を行ったことがある場合は、(1)及び(2)のとおりとする。
(1) 同種の問題行動を連続して起こした場合は、直近の指導措置日数を今回の指導措置日数に加算する。
(2) 上記(1)以外の場合は、直近の指導措置日数の半分の日数を加算する。
- 3 問題行動の後、速やかに申し出て反省を深めている生徒については、基準より指導措置日数を短縮することができる。
- 4 指導措置基準に該当しない事象については、その都度審議する。
- 5 特別指導を行っても、教員の指導に従わなかったり、問題行動を繰り返したりするなど、当該生徒の性行に改善が見られないと判断した場合は、適切な懲戒処分を検討する。
- 6 月に5回以上の遅刻者に対し、「授業観察指導」を行う。また、頭髮や服装、携帯電話の取り扱い方などに関連して「授業観察指導」を行うことがある。
なお、改善されないときは、特別指導を行うことがある。

(指導措置基準)

1 一般の問題行動に関する指導措置

家庭謹慎指導
及び
授業出席指導
別室謹慎指導

(1) 喫煙

喫煙具所持・同席・幫助も同様に扱う

(2) 飲酒

飲酒同席・幫助も同様に扱う

(3) 県青少年健全育成条例違反

不健全娯楽行為（ギャンブル・風俗等）

店への入場深夜徘徊

(4) 暴力行為（但し、校内外での状況を判断し措置）

- ・一方的暴力・脅迫等
- ・嫌がらせ・行き過ぎた行為
- ・暴力を伴う喧嘩
- ・迷惑行為・粗暴行為

（但し、校内外での状況を判断し措置）

(5) 窃盗・万引き・占有離脱物横領

(6) 定期券不正使用・不正乗車

(7) 薬物乱用

(8) 器物損壊

(9) いじめ

内容によっては暴力行為に準ずる

(10) インターネット上への誹謗中傷等の書き込み

盗撮した画像のインターネット上への掲載
及び無断使用

(11) その他

2 交通に関する指導措置

(1) 道路交通法違反

(2) 二輪及び四輪での登下校

（単車通学許可を受けている生徒は除く）

3 その他

(1) 考査不正行為

(2) 授業妨害、怠学

学校を欠席しての免許取得

(3) 暴言、威圧的態度

(4) 指導無視

度重なる遅刻・身だしなみ指導等

自動二輪等運転免許取得に関する諸規定

1 免許取得について

- (1) 在学中の免許取得については、原則長期休暇（夏・冬・春）を利用して取得すること。なお、授業等を欠席し免許取得に行かないこと。（指導対象となります）
- (2) 在学中の免許取得については、保護者と良く話し合い、家族の総意で決めること。

2 運転について

- (1) 交通ルールを遵守すること。
- (2) 自賠責保険（強制保険）及び任意保険に加入すること。
- (3) 通学時には使用しないこと。
- (4) 学校周辺に違法駐車し、学校に連絡が入った場合は、警察に連絡をします。
（道路交通法違反で、指導の対象となります）

3 単車通学特別許可について

- (1) 下記単車通学特別許可区域に在住する遠距離通学生徒に対し許可をする。
- (2) その他、校長が特に免許取得の必要性を認めた特別な事情のある生徒に対し許可をする。
- (3) 単車に本校指定のステッカーを必ず貼付すること。
- (4) 交通安全講習会への参加を義務付ける。
- (5) 交通違反等を含め、定められた事項に違反を重ねた際には、通学許可を取り消す場合がある。

【 箕島高校 単車通学特別許可区域 】

市 町 名		地 区 名
有 田 市		宮原町畑（市原地区を除く）・前田
有 田 川 町	旧金屋町	釜中・上六川・西・黒松 西ヶ峯・畦田・有原・瀬井・本堂・中 中峰・彦ヶ瀬 沼田・大西・延坂・尾上・大藺・小原 生石・青田・伏羊 立石・早月・谷・川口・岩野河・中村 宇井苔・修理川・上歓喜寺（筏立）・糸川 ・吉原方面は、女夫石橋より以遠 ・小川方面は、五西月郵便局より以遠 ・六川方面は、下六川より以遠 ・清水方面は、高見橋より以遠
	旧吉備町	大賀畑・田角・長谷
	旧清水町	（全域）
	広 川 町	上津木・下津木（津木中学校より奥）
由 良 町		大引・小引・戸津井・衣奈
海 南 市 下 津 町		笠畑・興・百垣内・引尾・曾根田 大窪・沓掛・青枝・市坪 大崎・峠

令和 6 年 4 月 現在

※特別許可区域の設定については、最寄りの鉄道駅までの距離 8 k m を原則とする。

※地域の交通事情を考慮する場合がある。

※許可地域は、原則として有田三高校 P T A 連絡協議会による申し合わせに基づく。

※他の地域については、別途審議する。

生徒心得

箕島高等学校の生徒は、その本分である学業と心身の鍛練に励むとともに、常に高校生としてふさわしい規律と秩序を守り、よい校風を樹立するように努めなければならない。

学則に従い、本校生徒として守るべきことを次のとおり定める。

1 一般心得

- (1) 学習は生徒の本分であることから、自発的、計画的に学習すること。
- (2) 授業だけでなくHR活動、生徒会活動、部活動など何事にも積極的に挑戦すること。
- (3) 他人の気持ちを思いやる心を持ち、誰にでも感謝する気持ちを大切に生活を送ること。
- (4) 服装は常に端正であるように心がけ、礼節をわきまえること。
- (5) 高校生としての良識に反する行動は慎むこと。特に暴力、飲酒、喫煙等法律に反する行為は絶対にしないこと。
- (6) 和歌山県青少年健全育成条例を遵守すること。

2 校内生活

- (1) 通常、8時15分までに登校し、8時20分のSHRに出席すること。
- (2) 授業では落ち着いた学習環境を保持するとともに、時間を大切にして勉強に取り組むこと。
- (3) 考査は厳正な態度で受験すること。
- (4) 登校してから下校までの間は、原則として校外へ外出は禁止とする。外出の必要がある場合は、HR担任に届け出をし許可を得ること。
- (5) 無断で休んではいけない。やむを得ない事由で欠席、遅刻、早退、忌引等をする場合は、HR担任へ事前に届け出ること。
- (6) 自宅外通学（下宿）をする者及び住所を変更した場合は速やかにHR担任へ届け出ること。
- (7) 所持品及び貴重品の管理を徹底すること。
- (8) 学習活動に不要な物品の校内への持ち込みは禁止とする。なお、携帯電話機等の校内持ち込みは禁止している。特別必要のある生徒は、許可願を提出し、学校の許可を得ること。持ち込みを許可された生徒であっても、使用規定（許可願に明記）に反した場合は、授業観察指導とする。
- (9) 紛失・遺失・拾得した場合は、HR担任に届け出ること。
- (10) 校舎・校具を破損した場合は、HR担任に申し出ること。

- (11) 校内に掲示、貼紙等をする場合は、生活指導部の許可を得ること。

3 校外生活

- (1) 校外においても、常に箕高生としての自覚を持ち、他人の迷惑になる行為はしてはならない。
- (2) 外出に際しては、行き先を必ず家族に連絡すること。やむを得ず外泊する際は、保護者等の承諾を得ること。原則として友人宅に泊まることは禁止とする。
- (3) 外出の際は、身分証明書を携帯すること。
- (4) 保護者等が同伴する場合を除き、22時までに帰宅すること。
(県青少年健全育成条例)
- (5) スナックやバー、ギャンブル店などの不健全娯楽行為店への立ち入りは禁止する。
- (6) 交通道德や交通規則を守り、交通安全と事故防止を心がけること。
- (7) 休業日、放課後アルバイトをする場合は、生活指導部から所定の用紙をもらい、HR担任へ届け出ること。
- (8) 書籍、雑誌、新聞等はその受ける影響が大きいことから常に健全なものを選ぶこと。
- (9) 通学時に自転車を利用する際には、ヘルメットを被るよう努めること。

4 服装規定

通学および他校訪問等公式の場においては、本校指定正規服装の制服を着用すること。やむを得ず制服で通学できない場合や特別の場合は、生活指導部の許可を受けること。

- (1) 詰め襟タイプについて
- ・ 学生服はラウンドカラー仕様のもので、変形などの改造は認めない。
 - ・ 上着のボタンは5個、袖のボタンは2～3個とし、本校の校章入金ボタンを付けること。
 - ・ 詰襟の左側に襟章、右側に校章を付けること。
- (2) ズボンについて
- ・ ストレート型の標準ズボンとする。変形等は認めない。
 - ・ 身体的特徴により、特別に許可する。
- (3) 夏服上着について
- ・ 学校指定のポロシャツを着用する。
 - ・ 夏服（半袖）の下に長袖のアンダーウェアは着用不可。

(4) セーラー型服について

- ・ネクタイは、本校指定のものを付け改造は禁止する。
- ・ポケット（左胸）口に校章・襟の左側に襟章を付けること。
着用を推奨するが、式典以外は外しても可
（カラー・カフスに白線2本を付ける。）

(5) スカートについて

- ・膝が隠れる長さ（両膝を地面についた際、スカートが地面に付く長さ）とする。
- ・防寒具としてストッキング等着用を可とする（色は、黒・肌色とする）。防寒具の代用として体操服の着用を禁止する。
- ・指定している2ヶ所に校章（刺繍）を入れる。

(6) 夏用セーラー型服（胸当てつき）タイプ服について

- ・上着（胸当てつき）は白色とし、カラー・カフスには紺線2本を付ける。
- ・他の諸規定は前記の服装規定に準ずる。
- ・夏服（半袖）の下に長袖のアンダーウェアは着用不可。
- ・ポケット（左胸）口に校章を付けること。

＊令和3年度から、新規に校章プリント入りの夏服を販売する。それを着用する際は、ポケット口に校章を付ける必要はない。ただし、令和5年度以降新規で購入しない場合には、夏服に校章を入れる修理を行うこと。

(7) その他

- ・登下校時の防寒具着用を認める。
- ・悪天候時や、部活動などで下校が遅くなった場合、また体育大会や球技大会の行事日などについては、体操服登校を認める。
- ・制服からフード等が出ないこと。
- ・制服着用期間は、①夏の制服は6月1日～9月30日、②冬の制服は10月1日～5月31日とする。ただし、6月1日と10月1日を基準日とし、前後2週間程度を移行期間とする。その間、詰め襟タイプを脱ぐ際、学校指定の夏服上着を着用のこと。

5 頭髪・化粧規定

頭髪について、特に次のものを禁止する。

- ・パーマ、アイパー、リーゼント、モヒカン等奇抜な頭髪及び染髪、脱色
- ・化粧
- ・装飾類の使用
- ・つけ爪、ネイルアート等

箕島高等学校 服装規定

箕島高等学校指導部

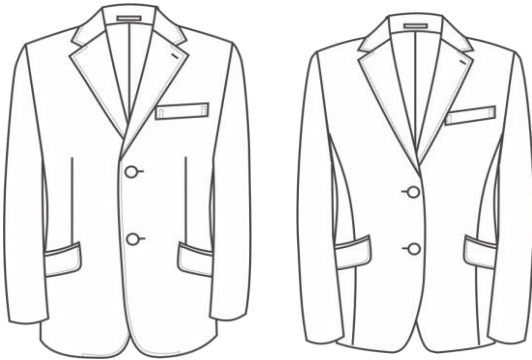
《服装規定》

- ・箕島高校の制服を必ず着用すること
- ・服装規定通りに学校のルールを守った着用をすること

① ブレザー(必須購入品)

1型ブレザー

2型ブレザー



学校指定ボタン



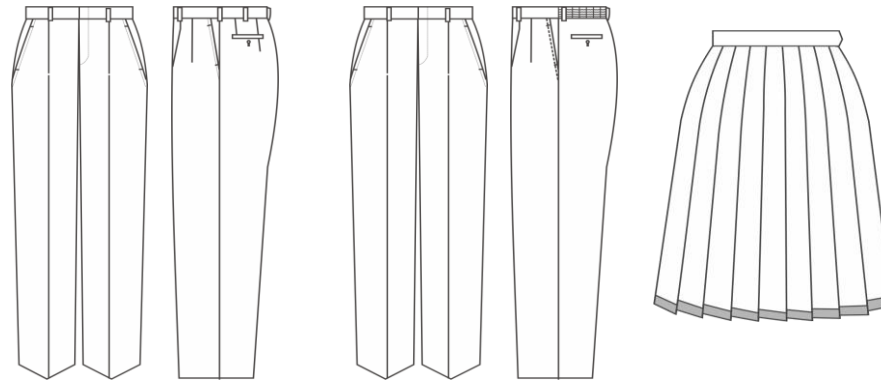
《素材混率》
ウール30%/ポリエステル70%

② スラックス・スカート

1型スラックス
(男子体型に合わせたスラックス)

2型スラックス
(女子体型に合わせたスラックス)

スカート



※2型の背面はゴム式

《素材混率》
(冬)ウール30%/ポリエステル70% (夏)トリアセート30%/ポリエステル70%

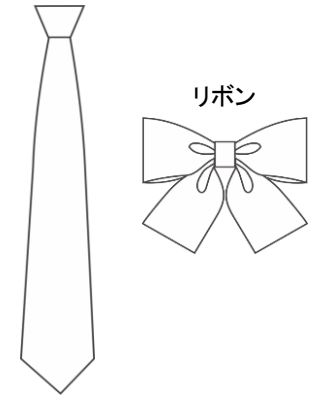
※スラックスは1型か2型のどちらかは必須購入です。
スカートは自由購入品です。

③ ネクタイ・リボン

※どちらかは必須購入です。

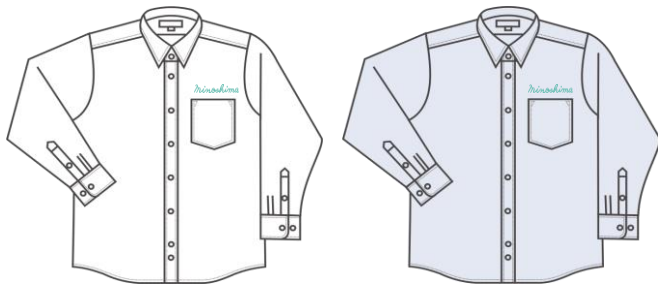
ネクタイ

リボン



④ シャツ

※白は必須購入、
サックスは自由購入品です。

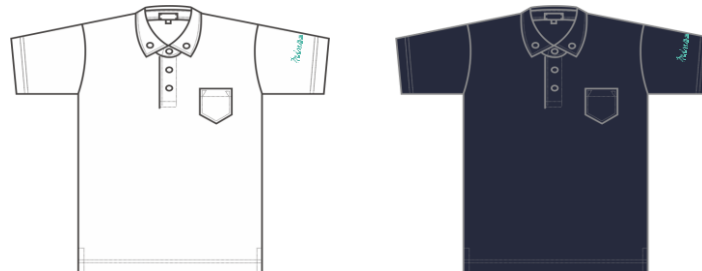


※男子用シャツ/女子用シャツがあります。

《素材混率》白・サックス共通
ポリエステル100%

⑤ ポロシャツ

※白か紺のどちらかは必須購入です。



※男女兼用サイズです。

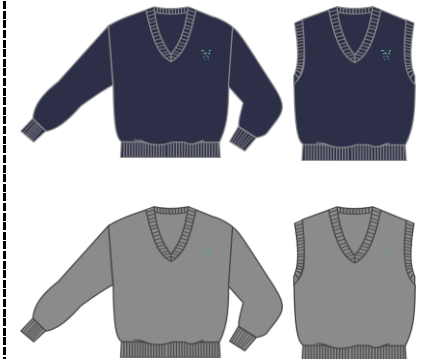
《素材混率》白・紺共通
ポリエステル100%

▼ポロシャツ・シャツ刺しゅう
(シャツは胸、ポロは左袖に入ります)

minoshima

⑥ セーター・ベスト

※自由購入品(学校指定)です。



▼刺しゅう

《素材混率》紺・グレー共通
ウール30%/アクリル70%



必須購入・自由購入を確認し、自分に合うものを選んで購入して下さい。尚、学校指定品以外の着用は原則不可とします。

6 災害等

(1) 災害時等の対応については下記のとおりとする。

ア 通常登校日において、災害等で登校できない状況にある時は、HR担任に連絡し、無理に登校せず自宅で学習すること。

イ 長期休業中や土曜日・日曜日・祝日等登校しない日に不測の事故等があった場合には、HR担任へ連絡すること。

(2) 登校時に火災や自然災害によって避難指示が出た場合は、教員の指示に従い速やかに避難する。

7 届出等

(1) 欠席・遅刻・早退・忌引きは、事前に保護者等より電話等で担任まで申し出ること。

(2) 次に示す事項は、事務室で所定の用紙をもらい手続きを行うこと。

生徒身上異動届、学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）

生徒証明書再交付願、通学証明書、在学証明書

(3) 次に示す事項は、担任から所定の用紙をもらい手続きを行うこと。

休・退・復学願、転学願、全通併修願、考査欠席願、忌引願

インフルエンザ罹患申出書、出校停止措置願、公欠願

新型コロナウイルス感染症等に係る出席停止願、卒業見込証明書

卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書、調査書

(4) 次に示す事項は、生活指導部で所定の用紙をもらい手続きを行うこと。

〔アルバイト届、頭髮届出書、携帯電話機等校内持ち込み許可願〕

(5) (1)～(4)の他、次の場合は必ず学校の許可が必要である。

ア 授業時間中臨時に外出する場合

イ 宿泊旅行（キャンプを含む）をする場合

ウ 定められた制服や体操服以外の服装をする場合 等

(6) (1)～(4)の他、次の場合は必ず学校への届出が必要である。

ア PTA会費やその他諸費を期日までに納入できない場合

イ 学校の施設物品等公共物を破損、または紛失した場合

（事情によりその全額または一部を弁償するものとする）

ウ 校内において金銭物品等の盗難や紛失または拾得した場合 等

8 指導

上記記載の内容に反し、改善されないときは、保護者等同席の上、今後の指導について説明・確認を行うことがある。